

平成27年 教育委員会第19回定例会 会議録

日 時 平成27年11月10日（火）

午後 3 時04分～午後 4 時27分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第48号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 区立四番町保育園・児童館の整備

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 軽井沢少年自然の家について
(2) 教育委員会行事予定表
(3) 広報千代田（11月20日号）掲載事項

【子ども支援課】

- (1) 年末保育の実施
(2) 平成28年度保育園入園案内

【指導課】

- (1) 小学校外国語活動等について

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	中尾 真理子
子育て推進課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	伊藤 司

指導課長	杉浦 伸一
------	-------

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

中川委員長 | 開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。
 ただいまから、平成27年教育委員会第19回定例会を開会します。
 本日、欠席はありません。
 今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第48号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

中川委員長 | それでは、日程第1、議案に入ります。
 議案第48号、教育事務に関する議案に係る意見聴取について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長 | それでは、議案第48号、教育事務に関する議案に係る意見聴取でございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、資料を、1枚おめくりください。2枚目になります。

こちらにございますように、本年第4回区議会定例会に提出が予定されております千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長より意見を求められているものでございます。

さらに、資料1をもう1枚おめくりいただきたいと思います。

こちらが意見聴取の対象となっております条例案の全文となります。第1条、趣旨のところがございますように、本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、あるいは番号法と言われているものでございますが、この法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供について定めるものでございます。

番号法におきましては、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用できる行政事務は、法令で認められたものに限られます。全国一律の行政事務につきましては、法律によりそれが規定されてございますが、そのほかに各自自治体

がそれぞれ独自に行っている行政サービスについて、個人番号を利用する場合には、条例で定めなければならないこととなっております。

また、条例で定めた個人番号を利用する事務において、特定個人情報を利用する場合、特定個人情報というのは個人番号を含む個人情報のことですが、この場合には、同一の地方公共団体内であっても、条例の定めが必要となります。本条例はこれらについて定めるものでございます。

具体的には、教育委員会の事務といたしましては、もう1枚おめくりいただきまして、別表第1の3ページ目、5番、6番になります。就学援助の実施に関する事務、それから特別支援学級に就学する児童等への必要な経費の支弁に関する事務、これらの事務におきまして個人番号を利用するというところで、条例上規定するものでございます。

また、次のページ、別表3になりますが、番号法におきましては、同じ地方公共団体内部であっても、他の機関、例えば区長から教育委員会へ特定個人情報を提供する場合には、法令の定めが必要となることから、今回条例で定めた上記2つの事務及びこちらの別表3の2番目になりますが、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務、これにつきまして、地方税関係情報等の提供を区長から受けるため規定するものでございます。

条例の内容につきましては、以上でございます。

1枚目にお戻りいただきまして、本件条例案について、特に異議がない場合には、教育委員会のほうから異議がないということで回答したいと思い、本日、回答文案をつけているものでございます。

ご説明につきましては以上です。

中川委員長

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。

はい、金丸委員。

金丸委員

1つよろしいですか。もちろん法律で定められているものの実施のための規定なので、このことについてはやむを得ないことだと思うのですが、他方で、これに対しての情報が外に漏れないための対策というのは、この法文だけでは何も出てきませんが、それはどんな形で確保されているのでしょうか。

子ども総務課長

こちらのマイナンバーの利用につきましては、特に今、金丸委員からご指摘がございました安全性の問題については諸所議論されているところでございます。こちらについても、まず、システム上の安全性、それから制度の運営上の安全性については、こちらの法律で定められているもの、そのほか、個人情報の扱いとして必要な対策を区として行っているところではございません。説明が不足してすみません。

金丸委員

区でやっている対策というのは、具体的に、全部言わなくてもいいんですけど、例えばこういう対策をと言っていただくと理解しやすいのですが。

子ども総務課長

システム的なことを言いますと、こちらの個人番号を使用しますシステム

につきましては、区の中では、インターネットとつながっております行政事務の回線とは全く異なった回線、物理的に別回線を使用しております、また、それを認証する際には、必ず定められた職員しか使えないようになっていまして、その場合、職員の指紋をあらかじめ登録しまして、その指紋認証で、認証された者のみがこれを利用できるという、そういった形になってございます。

中川委員長
金丸委員

いかがでしょうか。

これはもう、すべからくコンピューターを使った手続だというふうに理解してよろしいのでしょうか。というのは、コンピューターの場合には、個人情報審議会の答申を受けていますので、相当程度、安全性のために厳しいチェックを入れています。でも、実際にはそれでも、ペンタゴンですら中に入られてしまった、閉じているシステムでも入られているようなことがしょっちゅうありますので、十分ではないですけども、とりあえず区でできる範囲というのはチェックしています。ただ、問題は、コンピューターシステム以外のところでこれが使われるようなことがあるとすると、そこに対するチェックはどうなんだという問題が出てくると思うんですが、そういうことはないというふうに理解すればよろしいでしょうか。

子ども総務課長

こちらの個人番号でございますが、例えば今後、申請の際に申請書の中に個人番号等を記載するような、そういったケースもございますので、必ずしも全てコンピューターの中だけでということではございません。ただ、もちろんそういったものにつきましても、個人情報の扱いの中で厳格な取り扱いをしていくものでございますので、これにつきましては、全庁的にセキュリティーには十分配慮してやっていくものでございます。

金丸委員
中川委員長
金丸委員

ありがとうございます。

これから始まることなので、いろいろと、考慮が必要ですね。

これ、非常に難しく、国のほうはばらばらに情報を入れて、それを突合するというすごく難しいシステムをつくっているんですけど、それだってもう、いつ破られるかわからないという状況の中で、区がどこまでできるのか。要するに国から無理やりに押しつけられた制度なものですから、よほど注意に注意を重ねるような体制を区でおとりいただけるとありがたいと思うんです。

中川委員長

どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

子ども総務課長

本件につきましては、本日、条例案をおつけしてございますが、こちらの内容につきましては、現在、法制執務的な観点から、条例担当のほうで内容についてさらに精査しているところでございます。そのため、内容趣旨については変更はございませんが、細かな表現等については、実際の条例案の段階では変更する可能性がございますので、その場合、内容趣旨に変更がない場合には、異議なしとしていただきたいと思いますと考えております。

中川委員長

はい。わかりました。

始めですから、よく考えていただいたほうがいいので、ぜひよろしく願
いいたします。

それで、ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長

それでは、この議案第48号について採決したいと思います。

賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、議案第48号を決定することといたします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 区立四番町保育園・児童館の整備

中川委員長

では、次に、第2、報告に入ります。

報告は2件あります。

初めに、子ども部長より報告をお願いいたします。

子ども部長

それでは、私のほうから、区立四番町保育園・児童館の整備につしまし
て、ご報告をさせていただきます。

本件につきましては、「ちよだみらいプロジェクト」に位置づけまして、
平成27年度から基本設計に着手する予定でございましたが、平成27年度の予
算審議の中でさまざまなご意見を頂戴いたしました。そのため、本年度予算
で計上した基本設計の着手を見送りまして、整備計画の再検討を行ってきた
ところがございます。このたび計画の見直し案がまとまりましたので、ご報
告をさせていただくものです。

まず、資料1枚目、教育委員会資料①をご覧ください。これが当初のちよ
だみらいプロジェクトの施設整備計画の抜粋でございます。今回の見直しの
対象となりますのは、四番町保育園、児童館、区営四番町住宅からなる、仮
にA敷地と言っております。ここと、これに引き続き更新が予定されてお
りました隣接の四番町図書館、区営四番町アパート、四番町職員住宅からなる
B敷地の建て替え計画でございます。2棟とも老朽化が進行して、機能更新
の時期でございますけれども、とりわけA敷地の保育園、児童館につしまし
ては設備関係の劣化が進みまして、早急な対応が必要なことから、A敷地の
機能更新をまず実現し、引き続きB敷地の建てかえを行うと、これが当初の
計画でございました。

具体的には、表に記載のとおり、A敷地は27、28年度に設計をして、29年
度から工事着工、31年度中に開設という予定でございました。また、B敷地
につきましては、A敷地の工事中に設計に着手をして、A敷地の建物が開設
した後に工事に着工、35年度に開設するという内容でございます。

次の資料の②のほうをご覧くださいませでしょうか。これが四番町の施設
の現状でございます。左側が現状の2棟の建物です。この2棟の建物の配置

と建てかえの手順をあらわしたのが図の右側の平面図でございます。

右側の一番上段をまず見ていただきたいのですが、当該地は、はす向かいに、ちょうど右上のほうになります。東郷公園と九段小学校がございます。交差点に向かって傾斜地、坂になってございまして、ちょうど交差点のところは谷になっているというような敷地形状でございます。なお、このB敷地の角のところ、店舗住宅、八百屋さんがございまして、A敷地とB敷地の間に民間のマンション、7階建てが建っているという状況でございます。

建て替えの手順といたしましては、この下側のA敷地を先行させます。まず、このB敷地にある職員住宅をあけて、A敷地にある区営四番町住宅16戸を職員住宅のほうに仮移転させます。保育園、児童館は、周辺の民有地を借りて、仮設の園、児童館を建てて、そこに仮移転します。集会室は一時休止というのが当初の計画です。

それで、A敷地が空になったところで、同じ規模で同じ機能の建物の機能更新と、若干使いやすさを向上させます。これでA敷地の計画が終了です。その後、B敷地の建て替えに着手して、中段になりますけれども、A敷地の建設中に仮住宅を他に用意をしておきまして、ここの四番町アパート、38戸あるわけですが、これが仮住宅に移って、図書館も民有地に仮移転をして、B敷地の解体新築工事を実施します。

最後、一番下が完了形でございますが、建て替え後に仮移転した住宅と図書館が戻ってきて、B敷地も完了となります。これが「ちよだみらいプロジェクト」で想定した計画内容です。

ところが、この平成27年度予算審議の中で、さまざまなご意見を頂戴したことに加えまして、また、別途の課題も明らかになりました。それがこの左側の図でございます。このA敷地の建物につきましては、例えば四番町保育園につきましては、保育室や遊戯室の広さ、あるいは配置の面で利便性に欠けたり、外壁が、これは昭和55年の築でございますが、断熱材がなかったり。これもご案内かと思いますが、実は児童館は、児童館専用のエレベーターがありません。いきなり階段という構造で、しかも非常に狭隘な児童館でございます。ということで、建物の老朽化とともに、さまざまな課題も抱えているという状況でございます。

また、当初の計画では、保育園や児童館の子どもたちは、A敷地の工事が終わり、仮移転先から戻ってくると、今度、隣のB敷地の工事が始まるという格好になります。ということは、新施設に戻ってきたときから、隣の工事の騒音等々で、子どもたちにとっては必ずしも良好な環境とは言えないのではないかということです。

さらには、住宅の居住者の方も、このA敷地の四番町住宅の16戸は、都合6年間工事が行われている中で生活を送るという形になります。また、このB敷地の四番町アパートの居住者、これは38世帯ございますけれども、隣の土地で3年間工事をされて、3年間は別のところで仮住まいとなります。こ

ういった課題を、改めて連続する2つの敷地を眺め直したところ、解決できないだろうかと考えて、今回の計画の見直しに至ったというものでございます。

具体的に申し上げますと、次の資料の③をご覧くださいませでしょうか。これが四番町施設の整備の改善案でございます。

結論から申し上げますと、従前が2敷地、2建物とすれば、今回は1敷地、1建物に計画変更をさせていただけないかという中身でございます。これによりまして、先ほど申し上げましたとおり、子どもにとっては、移転先から戻ってきて隣の工事ということはなくなります。したがって、安全で静ひつな利用環境に改善できるのではないかとこのものです。

また、複合施設で生じる動線の問題につきましても、入り口の動線を保育園、住宅、それ以外の地域開放施設、具体的には図書館と児童館でございますが、この3つに分けて、ちょうど坂に向かって上っているような高低差がある敷地でございますので、こうした敷地の特性も生かしながら、動線を分離して、プライバシーの確保とか利便性の向上を図っていきたいというものです。

さらに、当然のことながら、2つの敷地を1つにするわけですから、1フロアの床面積が広がります。当然利用勝手が向上します。さらに、フロアの中の共用部分、例えば階段室であったり、廊下であったり、エレベーターシャフトであったり、それを有効に使えることになり、当然周辺の空地が広がりますので、空地を集約することで、園庭をグラウンドレベルで拡充できるのではないかとこのふうにも考えております。

また、住宅の居住者にとりましても、全員が一旦仮住宅に仮移転をして、一斉に戻ってくるということになれば、一時的に不便は強いられまされども、両住宅の居住者にとりまして公平で、長期に騒音等に悩まされずに済むということも考えられると思っております。

ということで、最後は、この④、これが今回の見直しの想定スケジュールでございます。こうした見直しによりまして、当初の案に比べまして、下の見直し案、改善案では、工事期間は約半分の3年間程度に短縮される見込みでございます。

また、この計画を、改善案を成り立たせるためには、2つの敷地を同時に空にして工事に着手しなければいけないということがございます。したがって、全ての施設が手順よく、一時休止とか仮移転をしなければいけないという状況でございます。

新施設の、新しい建物の想定スケジュールは、この資料の④の下でございますけれども、保育園と児童館の仮移転につきましても、現在の想定スケジュールを口頭でご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、同じ四番町にある民有地において、当面未利用となる土地を借りて、仮園舎と仮の児童館をつくりたいと考えております。具体的に申し上げますと、同じ番町学園通りを、西に300mほど行ったところに日本テレビさ

んの所有地がございます。そこを、今後詳細を詰めなければいけないのですが、何とか借り受けられる目鼻がたったかなというような状況でございます。ここを借りて、仮園舎をつくっていきたいと考えております。

それから、四番町保育園、児童館につきましては、設備の老朽化の問題がありますから、来年度早々より、リースの契約だとか仮園舎の設計にかかりまして、29年度中には工事に着手をして、何とか開設ができないかと考えております。

したがいまして、29年度中に仮園舎に移転するということになりまして、新施設が開設するのが平成34年度になりますので、約5年間程度、仮園舎という計画でございます。

また、教育委員会の所管外ではございますけれども、他の所管施設につきましても、簡単にご報告をさせていただきます。

まず、図書館と職員住宅につきましては、工事の期間中、図書館は民間のオフィスビル、職員住宅につきましては、民間のマンションの借り上げによって確保する計画になってございます。

また、区営住宅につきましては、区営四番町住宅と四番町アパートをあわせて54戸ございますけれども、これは同じ麴町地域内の区有地でございます。旧麴町保健所が現在未利用で、空いております。旧保健所を解体して、仮住宅を建設する計画となっております。

また、四番町の区民集会室につきましては、工事期間中は一時休止とさせていただきますけれども、完成した四番町施設の中には集会室の機能も確保するという形の計画になってございます。

ということで、今般こういう大きな計画の見直しがございましたので、今後保育園の保護者の皆様、あと、児童館の利用者等々の説明も含めた形で進めていきたいと考えてございます。

計画の見直しのご報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

報告が終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

この区民住宅の、仮の区民住宅に移転というのは、費用は差額を全部区が負担するという前提なんですか。

子ども部長

詳細は所管外ですが、基本的に、過去に区がやった事例では、今現在の家賃と基本的には同じ家賃です。引っ越しの費用も一部負担させていただきました。

ですので、住宅の面積によって若干費用が変わったりとか、所得に応じた応能負担になっておりますので、例えば所得が上がったり、下がったりすれば、当然家賃が上がる、下がるということは、仮住宅期間中あるのかもしれませんが、基本的には同じ条件です。

ただ、引っ越しに伴う負担というのは当然出ますので、あと、近隣の方々

とのコミュニティも、一時疎遠になってしまうこともありますので、その辺は、これは環境まちづくり部になりますが、住宅の居住者の方々とよく話をしながら、進めていくことになろうかと思えます。

中川委員長

ありがとうございました。

何でこういうふうにならなかつたのかという感じがありますけれども、このほうがよっぽどすっきりしていいと思います。このような形になると、例えば住宅の戸数が今までより増えるとか、もちろん使い勝手がよくなると思うんですが、改良点を教えて下さい。

子ども部長

冒頭、議会からもさまざまなご議論をいただきましたとお話ししましたが、当初このA敷地だけで、今既に容積は目いっぱいです。同じ機能をつくるとなると、特に児童館が、ご案内のとおり、区内の6児童館のうち最も小さな児童館です。ここだけ一時預かりができておりません。特に児童館の面積を拡充できないかということで、ご指摘をいただきました。

今回の見直しによりまして、当然私どもといたしましては、保育園もそうですし、児童館もそうですし、園庭もそうですし、機能拡充は図りたいと思っております。ただ、同じように、図書館の利用者は、図書館も広くしてほしい、住宅の居住者もそうです、当然広くしたい、戸数も増やしてほしい。これは限られた面積の中で、各所管がおのおの、せめぎ合いと申しますか、あちらを立てればこちらが立たずという状況になりますので、この辺につきましても、ぜひ教育委員の先生方も、子育て施設の整備、充実にお力をおかりできればありがたいなと思っておりますので、また、その節はよろしくお願いいたします。

中川委員長

はい。わかりました。

今まであそこに行くと、いろいろ不便がありましたから、早くできるといいですね。

ありがとうございました。

子ども部長

よろしくお願いいたします。

中川委員長

ほかはいかがでしょうか。はい。

古川委員

私も、新しい計画を伺って、こんなにメリットばかりでとてもよかったなと思っております。特に、保育園のフロアが1フロアになるんですか、とても便利になってよかったなと思っております。

全てが問題解決されたように感じたので、とても安心はしたんですけども、新しい計画について、問題点とか心配な点とかはあるんでしょうか。

子ども部長

先ほどの説明の中でも申し上げましたが、2つの敷地を1つにして、1棟の建物を建てるということですので、しかもこれは保育園、児童館、図書館、住宅、集会室という複合施設でございます。ですから、全てがシンクロしながら、同時に移転をして、同時に帰ってくるという作業が必要になりますので、これは、私ども子ども部以外に、環境まちづくり部、あと、地域振興部、3部にまたがりますので、3部のおのおの所管課が連携をとりなが

ら、同時にスタートするということが非常に大事になります。どれかが遅れても、ほかの計画に影響が出るということです、その辺は各所管と十分連携をとりながら取り組んでまいりたいと考えております。

保育園、児童館につきましては、ご案内のとおり、老朽化が進んでおりまして、学校施設は夏休み等々で大規模な工事ができますが、保育園に関しては、日曜日と祝日と年末年始しか休みがないということで、これもたびたびご視察いただいておりますが、かなり老朽化が進んでいるという状況でございます。保育園と児童館の仮施設につきましては、立派という語弊があるかもしれませんが、保護者の皆さん、あとは子どもたちにとって十分に良好な環境となるような仮の施設を早急に建設をさせていただければありがたいなと思っております。

中川委員長

そうですね、ありがとうございました。

よろしいですか。

(了 承)

◎日程第3 その他

子ども総務課

- (1) 軽井沢少年自然の家について
- (2) 教育委員会行事予定表
- (3) 広報千代田(11月20日号)掲載事項

子ども支援課

- (1) 年末保育の実施
- (2) 平成28年度保育園入園案内

指導課

- (1) 小学校外国語活動等について

中川委員長

報告が終わりましたので、日程第3、その他に入ります。

子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課のほうから、その他事項ということで、3件ご報告させていただきます。

1件目は、軽井沢少年自然の家についてでございます。

こちら、本日、資料については、保養施設等というタイトルのものをおつけしてございます。

軽井沢少年自然の家につきましては、校外学習について、この場で、これまで皆様にさまざまご議論いただきまして、来年度以降の校外学習の場としては、軽井沢少年自然の家は使用しないということで決めさせていただいたところでございます。

ただ、軽井沢少年自然の家につきましては、現在のところ、事実上ではございますが、保養施設的な利用をされている部分がございますので、こちらを利用しないとなった場合に、代替の保養施設として、軽井沢地区におきま

しても保養施設の担当課で選定を行いましたので、本日参考として情報提供させていただくものでございます。

2枚おめくりいただきまして、2ページと下を書いてあるところ、こちらの上にあります中軽井沢地区というところに記載しております、この5つが代替の施設の候補ということで指定されているものでございます。

軽井沢少年自然の家、こちら、あくまでも教育施設でございますので、保養施設の関係については、保養施設の担当のほうで議論していただいて、今回参考ということで情報提供させていただいたものでございます。

続きまして、2点目、インターネットを活用した区民意識調査についてでございます。

こちらにつきましても、保養施設等の見直しについてということで、インターネットを活用いたしまして、区民の皆様の考え方を調査させていただいたものでございます。軽井沢につきましても調査の対象といたしましたので、本日ご報告ということで、資料をつけさせていただきました。

こちらは、9ページ目をご覧ください。上段にございますように、軽井沢少年自然の家の認知度は約3割程度、それから、下段のほうの円グラフにございますように、この軽井沢少年自然の家を学校の校外学習以外で利用された方は約1割程度ということになってございます。

また、最後、11ページ目になりますが、こちら、メレーズ軽井沢についての質問でございます。メレーズ軽井沢について、現状のメレーズについてご理解いただいている方というのは約1割強というところということが出てございます。

ご説明については以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

お願いします。

子ども部長

私のほうから若干補足させていただきます。

学校の宿泊行事の見直しにつきましては、過去十数回ご議論いただきまして、実際その宿泊行事そのものもご視察いただきました。学校長等にもアンケートをさせていただいて、そのご報告もさせていただきましたが、それで、宿泊行事総体としましては、平成28年度以降の宿泊行事につきましては、今年度に入ってからご報告をさせていただいて、ご了解いただきました。具体的に申し上げますと、小学校4年生から中学3年生の6年間を見通した形で、岩井臨海学校が小学4年、中学1年と重複していたので、岩井臨海学校は小学校のみ実施とさせていただく予定です。中学1年のオリエンテーション合宿の実施場所、さらには中学2年生の学校裁量型合宿等々の形の整理をさせていただいて、教育委員の皆さん方のご意見を伺った上で、28年度以降の宿泊行事のあり方が決定したという形です。

今、子ども総務課長からご報告させていただいた、最大の課題が、軽井沢少年自然の家の今後の活用方策です。ご案内のとおり、今現在使っていたのが、小学校5年生の孺恋自然体験交流と中学1年生のホームルーム合宿だけ

でした。それもⅠ期施設だけを年間約40日程度使っていたという状況です。

問題となるのは、隣のメレーズ軽井沢です。これもご案内かと思いますが、ここは第一低層種住居専用地域ということで、いわゆるホテル営業はできない場所です。ですので、宿泊行事として利用しないということになると、今後の利活用も当然問題になるわけですが、議会からもすぐ廃止ありきという議論ではなくて、立ちどまって、今後の利活用を考えていったらどうかという強い意向を伺っております。ですので、現在私どもといたしましても、直ちに軽井沢少年自然の家を廃止するのではなくて、今後の利活用を、引き続き教育委員さん方のご意見も頂戴しながら、検討させていただけないかと思っております。

メレーズ軽井沢は、通年開館をしておりますが、そのうちの161日間、パーセンテージで44%が誰も使っていないという状況です。8月だけは満室でございますが、1月や3月は、月間21日間空いており、5日間しか使われていないこととなります。避暑地という場所的な課題もあろうかと思えます。

今説明させていただいたこの指定宿泊施設は、地域振興部で、メレーズ軽井沢の代替として、この2ページにある中軽井沢地区の5つのホテルが、代替の保養施設になるということです。

この保養施設につきましては、当然私ども所管外になりますので、地域振興部の判断になります。ただ、メレーズ軽井沢を含む軽井沢少年自然の家の今後の扱いいかんによって影響が出ることとなります。教育委員会の中で今後の利活用を考えていくに当たって、例えば引き続きメレーズだけ開くという選択肢もあるのかもしれませんが。

または、休館という扱いにして、管理はするけども、区民の皆様方にはこういう代替施設を使っていただくという選択肢もあるかも知れません。

指定宿泊施設の場所も選定されましたので、またいろいろご意見を頂戴できればありがたいと思います。

状況をご報告をさせていただきますと、メレーズ軽井沢は3カ月前から予約が可能になっています。ということは、来年4月の予約を年明け1月からの受け付けになります。ですから、年内には利用者の皆様方、区民の皆様方にアナウンスをさせていただかないと、ご迷惑になってしまうという状況にあります。ですので、学校の宿泊行事としては使わないという形で教育委員会で決定していただいておりますので、そちらは結構なのですが、軽井沢少年自然の家の今後の利活用について、学校施設もしくは学校行事、もしくは社会教育的な利用でどんな方策があるのか、ご意見をいただければと思います。

庁内的にはまだ本格的な検討は着手されておられません。特別養護老人ホームに出来ないのかというお話が出ましたが、千代田区は地域福祉という概念で、区内で整備をするのを原則としており、郊外でつくれば、お見舞いも含めて、家族の方も負担になります。したがって、郊外にこういう特別養護老人ホームをつくる考えはないとのこと。ですので、今後の利活用の方法

中川委員長 中川委員長

子ども部長 子ども部長

について、何かお知恵を拝借できればありがたいと思います。
メレーズ軽井沢のところは、ホテル営業をしてはいけない地域なわけですね。
はい、そうです。ホテル単独の営業はしてはいけない地域です。
今まで区で使っているものも、何か研修とかそういう目的。
位置づけとしては、少年自然の家ですから、教育施設ということです。
それも含めて、メレーズ軽井沢の建物も含めて、軽井沢少年の家としているわけですね。
メレーズ軽井沢というのは愛称で、あくまでも軽井沢少年自然の家です。
メレーズ軽井沢という小さな看板が出ていると思います。
そうだったんですか。
昭和50年代に、当時、文部省で少年自然の家が推奨され、つくられたんですが、それまでは軽井沢高原学校でした。軽井沢高原学校の目的外利用ということで、区民の皆さん方に開放していたわけですが、使う時期が重複するわけで、学校が使う一番いい時期に区民の皆さんも行きたいところですが、その時期は利用できません。それで、徐々に縮小して、今現在は、I期施設は、学校利用以外は日曜青年教室で使われているだけです。
私も行っています。
あれは、でも、2泊3日ですからね。
そちらも所管のほうで検討中ですが、連休中に行っているものですから、バスの移動で大渋滞の中で時間がかかるということで、千葉とか、山梨あたりの施設に候補が絞られているような情報提供を受けています。
これだけ知られていないというのがちょっと残念です。60%ですから。
夏の稼働は、ほぼ100%です。
中途半端なんですね。スキーの合宿にも使えない。
冬場の利用が低い状況です。その辺の資料を出させていただきますが、こういう利活用が考えられるのか。特に温泉があるような施設でもありませんし。
私は、自然の家というのメレーズかるいざわの反対側の研修の建物を指すのかと思っていました。
補助申請上は軽井沢少年自然の家I期施設、II期施設というのが正式な名称です。
そうすると、I期施設は、あのままでは使えないし。
昨年为学校長のアンケート結果も、これもご視察いただいてご案内かと思いますが、トイレも男女別になっていない状況です。
そうなんですよね。研修室というものも完備していない。
ありません。
ただ、私、できたら何か、自然を生かした学習をできる施設にできないかなというのは考えているんです、できたらいいなと思うんです。
来年度は宿泊行事に使いませんので、時間はありますので、その中で今後

教 育 長

の利活用を含めた形のご検討をいただければありがたいなと思います。

I期施設については、現在、小学5年生の婦恋の自然体験教室利用と中学1年生の4月の移動教室利用と、2つの事業で利用されています。しかし、その使い勝手を考えると、今の位置とか季節を見ると、非常に使い勝手が悪くて、現実に即し、事業内容に沿った場所のほうがふさわしいということで整理させていただいて、ご了解いただいたところです。

私も施設については慎重に判断すべきだと思っています。そこで、ほかの、例えば中学校2年生とかの利用の可能性がないかということも含めて、教育委員会でいろんな利用の可能性も検討したんですけども、それでもやはり、現在の施設というのは、例えば勉強合宿だとか英語合宿だとか、そういう機能を果たす施設にしては、さまざまな制約があって使いにくい。学校の宿泊行事の施設としては一定の役割は終わったという判断をさせていただいて、教育委員の皆さんのご了解も得てきたという経緯でございます。

中川委員長

そのときに、建て替えて、いい施設をつくるということはどうなんだろうということをおみんなで考えたと思うんですが、それは予算的にも問題が大きいということになったんですね。

教 育 長

そもそもこの問題を考えるときに、教育委員会としても、まず施設ありきというところから入るのではなくて、発達段階に応じた千代田区の子どもたちに、どのような形での宿泊行事なり、野外行事なりを提供していくべきかというところから入って議論しなくてはいけないというスタンスで検討させていただいたところです。

そういう発達段階に応じたさまざまな千代田区の子どもたちに求められる野外学習の提供エリアとか施設を考えると、より温暖というか、もう少し暖かいところで、例えば春先に行っても十分にいろんな事業ができるとか、あるいはこれからの学校教育に求められている集団の中での意見交換とかクラスづくりとか、少人数での活動とか、そういう利用実態を考えたときに、現状ではなかなか使いにくい。あそこを改めて使うとしても、結果的に今の千代田区の学校数とか学校行事の内容を見ると、本当にごくごく限られた形での利用しか想定できないだろうというところで、それでしたら、今いろんな大学施設とか民間の社会教育施設等が充実してきていて、さまざまな学校教育のニーズに合った施設もかなりいろいろ整備されている状況であり、そういう施設を安定的に確保できるとなれば、そういうところを利用したほうが、より教育の意図にも合っているということで、この間そういった検討を踏まえて、この軽井沢については、千代田区の学校教育の野外学習の場としては一定の役割を終えたと整理させていただいております。

中川委員長

そういう点、私たちも考えさせていただいて、違う使い方や何かを、社会教育的にもいろいろできるかもしれないし、それは考えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課のほうからの報告事項、2件目、3件目になりま

すが、教育委員会行事予定、それから広報千代田（11月20日号）掲載事項、こちらについては、本日資料をおつけしております。例会のとおりでございますので、資料のほうをご確認いただきたいと思います。

ご説明は以上です。

中川委員長

子ども総務課長の報告が終わりました。

次に、子ども支援課長より報告をお願いいたします。

子ども支援課長

先ほどのこちら、広報千代田（11月20日号）にも掲載予定ですが、毎年実施しております年末保育のしおりが、暫定版でございますが、でき上がりましたので、そちらのご報告をさせていただきたいと思っております。

実施日といたしましては、例年12月29日、30日、この両日、午前7時半から午後7時半まで、ただし、午後6時半以降は延長保育時間、この延長保育時間につきましては、0歳児クラスの延長保育というのは行っておりません。年末といえども、就労されている保護者の方がいらっしゃるということに鑑がみまして、両日、神田保育園と四番町保育園で年末保育を実施するというご案内でございます。

詳細につきましては、1ページ、2ページ、それから給食の内容につきましては3ページのほうをご覧くださいと思っております。

実施園の所在地・保育時間などは、こちらにご案内のとおりでございます。利用できるお子さんにつきましては、年末保育を必要とする小学校就学前の健康で集団保育が可能なお子さんということで、12月29日現在、生後満6カ月以上であれば、区立保育園・こども園等に通っていないお子さんにつきましても、年末保育でお預かりすることはできます。

申込期間につきましては、今月24日から12月7日、先着順ではございません。例年申込者数が定員を超過するというような状況がございませんので、保育を必要とする度合いにより選考を行いますと書いていますけれども、それぞれ、一応、各園定員46名、ただし0歳児のみは各園9名以内という、この枠内におさまるような利用を予定しております。

申込必要書類、それから申込先と面接というものも必要になっております。こちらに記載のとおりでございます。

それから、利用料につきましては、給食費込でございます。事前の納入が必要であり、納入後の利用取消の場合は利用料の返金はできません。それから、利用に当たっての留意事項につきましては、6点ほど書かせていただいております。

持ち物等につきましては、通常の登園のご用意と同様なものになっております。

それから、登園、降園時のお願いということで、保護者の方が送り迎え、実際確認できるような形で年末保育の保育料領収書等の提示、それから連絡カードの提示等をお願いする次第でございます。

あと、本日こちらには年末保育の実施だけ書かせていただいたのですが、前回、こちら本委員会のときに、来年度の保育園、それからこども

園、幼保一体施設等の長時間保育につきまして、園児募集につきましては概要版等でご説明させていただいたところでございます。昨日入園案内のしおりができましたので、本日、急遽、各委員の皆様のお手元に配付させていただきました。こちらにつきましては、11月11日、あす以降、各保護者の方を初め、区民の方のお手元に届くようになっております。子ども支援課を初め、各保育園、それから各出張所6カ所、それから児童・家庭支援センター所等で配布する予定でございます。

以上です。

中川委員長
金丸委員

この件につきまして。

よろしいでしょうか。よくよく読めばわかるんだろうと思うんですけども、このしおりの1ページ目に「申込先と面接」というところがありますよね。これのポチの3番目のところの最後のほうに、2行目ですか、「区補助対象保育室等」の「等」の中に、どこにも入っていない人も入るとい、多分そういうことだと思うんですけど、非常にわかりにくいような気がしますね、こういう書き方だとね。だから、ポチを1つ増やして「どこにも通っていらっしやらない方」というような形で書いたほうが、読まれる方にはわかりやすいかもしれません。

子ども支援課長

そうですね、わかりました。今回、ポスターの作成、A3判のもので、各保育園等に掲示するものにつきましては、こちらの「等」をもう少しきちっと詳しい形で、要は区立保育園、こども園等に通っていないお子さんにつきましても、このポチの3つ目に該当するという旨、記載させていただき、丁寧にご説明を心がけたいと思っております。

中川委員長

それでは、ほかはよろしいですか。

(なし)

中川委員長

ほかは、課長さんから。

お願いします。

指導課長

前回、移動教育委員会で、小学校外国語活動の目的等についてご質問をいただきました。手元に資料がございませんでしたので、詳細についてご回答、ご報告申し上げたいと思います。

まず、学習指導要領から、小学校外国語活動の目的は、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うというのが目的でございます。

また、この評価方法につきましては、3つ大きくございまして、1つ目がコミュニケーションへの関心、意欲、態度を養うことでございます。コミュニケーションに関心を持ち、積極的にコミュニケーションを図ろうとしているかどうかということの育成でございます。2つ目が外国語への慣れ親しみでございます。活動で用いている外国語を聞いたり、話したりしながら、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいるかどうか。最後の3つ目が、言語や文化に関する気づきというものでございます。外国語を用いた体験的

なコミュニケーション活動を通して、言葉のおもしろさや豊かさ、多様な物の見方や考え方があることなどについて気づいているかどうか、この3点を大きな評価の観点としてございます。

具体的に、通知表などで記入する際は、評価の観点を記入した上で、それらの観点到照らして、児童の学習状況に顕著なことがある場合に、その特徴を記入すること、児童にどのような力が身についたかを文章で記述するということと定められております。

よって、子どものよさを評価観点到に基づいて教師が見とり、先ほどのように身についた力などを具体的に記述していくので、何々ができないとか、何々が劣っているなどのような否定的な評価はないように記しますので、評価がもとで英語が嫌いになるという問題は起こりにくいように配慮することになっております。

子どもへの調査につきましては、現在のところ区全体で子どもの満足度などを調査する予定はありませんが、現在各学校において校内研究などに関連して行っている学校がございまして、例えば来年度研究発表を控えております富士見小学校などでは、随時、満足度を調査しております。区全体としての調査につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

最後に、今回の小学校外国語活動の実施状況調査を受けて、指導課では指導者が不安に思っている内容や課題解決のための、例えば研修や指導マニュアルの作成など、具体的にALTのあり方や外国語活動の指導改善に生かしていきたいと思っております。

報告は以上でございます。

中川委員長

ほかには、課長さんからよろしいですか。

(なし)

中川委員長
金丸委員
中川委員長

では、教育委員のほうから何か。特に。

1つ、「かけはし」ですけれども、前回の教育委員会で掲載内容についてということだったんですけど、千代田区にはいろいろ機会を捉えてすばらしい方が来てくださっていて、この間は、オリンピックの講演でヨーコ・ゼッターランドさんがお茶の水小学校にいらっしゃいました。お話を聞いていると、とっても子どもたちにいい影響があると思うし、それから、この間は教育会で、秋山仁さんが講演してくださいました。数学者なんだけど本当に子どもたちの教育に対するまなざしが暖かい方でした。そういう講演などを、こういうものがありましたということの記事にしてもいいと思います。せっかくいろいろ来てくださっているの、それを入れたらどうかと思います。

子ども総務課長

今、委員長のご指摘の事項も踏まえまして、編集の案を、またこちらのほうに提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

中川委員長

よろしくお願いたします。

ほかはよろしいですか。

(なし)

中川委員長

それでは、ないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。